

それでは、原告代理人である奥島のほうから、提出した準備書面の重要な点について説明をいたします。

これまで被告はダム放流方式や操作規則の問題について曖昧に回答してきました。しかし、四国地方整備局河川部は、「本件洪水のような、大規模洪水の場合に、平成8年変更の新操作規則の危険性と、平成8年変更前の旧規則であれば被害を防ぐことができたこと、被害を防ぐことができること」を知っていました。国土交通省四国地方整備局が設置した本件水害の検証の場での注目すべき事務局の発言があります。これは、検証の場と言う委員会の9名の委員に対して、事務局である国土交通省地方整備局河川部側が平成8年の操作規則変更について説明した部分です。報告書にも114頁に記載がされております。読み上げます。

平成7年7月の大出水があり、それを契機にダムの操作規則の見直しを行っている。従来は、大規模洪水に対して耐えうる操作規則であったところを、中小洪水に効く操作規則にしてほしいという住民の意見があり、その中小規模に効く操作規則は、逆に大きな雨がきてしまったら、従来の操作規則よりも大きく放流する危険性がある事を認識していただいたうえで今の操作規則になった経緯がある、と言うように発言しています。この発言は、どういう発言かといいますと、まず、従来は大規模洪水に対して、耐えうる操作規則であった、という点です。耐えうるとは、持ちこたえるという意味で、堤防を水が越えないということで、旧規則であれば、被害を防ぐことができたということになります。次に、中小規模に効く、操作規則にしてほしいという住民の声があったということで、この変更は住民の要望があったから変更したということになっています。

3番目は、その中小規模にきく操作規則は逆に大きな雨がきてしまったら、従来の操作よりも大きく放流する危険性があること、大規模洪水の場合の新規則の危険性について述べられており、新規則の場合に、放流量が多くなることを指摘しています。入ってくる水量は同じなのに、なぜ放流量は多くなるかということ、変更した操作規則だと、流入量を制御できないからです。つまり、大規模洪水の場合の、新規則の危険

性というのが、ここでは指摘されているわけです。そうすると、大規模洪水になることが予測できて、新操作規則の危険性を知っていながら、なぜそのような操作規則を使用したのか、被害を防ぐことができる旧の操作規則を使用しなかったのかという点が問題になります。ダム所長は操作規則に従うだけなのかというと、多くの操作規則の洪水調整規程の但し書きでは、気象状況に応じた操作ができるという規定が置かれています。操作規則に従うしかないとすれば、被害を防ぐことができないということになります。そのような操作規則には、瑕疵があると言わなければなりません。大規模洪水こそ、大被害をもたらすので、防ぐ必要性が高いわけです。中小規模の洪水の比ではありません。変更した操作規則によって被害が大きくなるわけですから、それは、重大な違法性を持っているということが言えます。住民の要望の点は、本当に住民が要望したのか、国土交通省が働きかけないと、操作規則のことなどは、住民にはわかりません。操作規則の変更は、極めて専門的、技術的な問題だからです。平成7年の大規模大水害では、激甚災害指定を受けています。大洲市民は、大規模洪水対策こそ、重要であると考えていたわけです。中小規模洪水に対して、要望を出すことは考えにくかったと言えます。野村町に関して言えば、野村町では住民説明会が行われていません。野村町議会に対しては、説明会から3日後までに、愛媛県は再々、再三、同意を求め、議会が仕方なく同意したということが、野村町議会の会報に規定されています。仮に住民の要望があったとしても、そのことを理由として、国が賠償責任を免れるわけではありません。

次に、もう一度、2ページに戻りますけれども、下から2段目、大きく放流する危険性があることを認識していただいた上で、というように発言されていますが、このように言うためには、大規模洪水における危険性というものが、住民に対して、十分、国土交通省地方整備局から説明がなされていなければなりません。しかし、そのような危険性についての説明が十分になされてはいません。というのは、被告国から提出された準備書面11では、新規則は大規模洪水に対して、悪影響がない操作規則だという説明がされています。悪影響がないという説明をしていたわけですから、大規

模洪水の場合に大きく放流する危険性について、説明がされていたとは言えないと思われる。

次に旧規則の場合の被害の検証です。四国地方整備局は、不都合だから、旧規則を使用した場合について、検証においてごまかしをしています。それは、増やされた治水容量が計算に入っていないということです。実際に行われた増やされた治水容量で計算をすれば、被害は防げていました。ダム事務所の責任を明らかにしないために、この検証の場では、増やした治水容量で計算していないのです。これは、先ほどの事務局の発言のように、旧操作規則で耐えうる、つまり、持ちこたえる、被害を出さない、被害を防げる操作規則であったことを隠そうとしているものです。次に、検証の中で、重要な点についての検討がなされていません。それは洪水の規模による使い分けということです。検証の委員会の中で、委員が、大規模洪水の場合と、中小規模の場合で、操作規則を使い分けなければならないかという指摘をして、使い分けができないかという問題提起がされています。しかし、国土交通省四国整備局は、委員の指摘を受けても、使い分けができるのかについて検証していません。四国地方整備局は、従来、気象予測はできないから、使い分けはできないと説明してきました。しかし、流入量によって、大規模洪水と、中小規模洪水に分けて、使い分けをすることはできると思われれます。例えば、野村ダムが毎秒 300 トンの流入量予想を基準にして、300 トン以上なら大規模洪水の操作規則、300 トン以下であれば中小規模の操作規則ということに、使い分けることができます。事前放流の場合には、このような使い分けを実際にはしています。つまり、野村ダムの場合 300 トン以上であれば、事前放流をします。300 トン以下であれば、事前放流をしないわけですから、予想される流入量によって、使い分けをしているわけです。最後に、ダム事務所からの連絡方法について、少し説明します。野村ダム管理事務所から、西予市への異常洪水時防災操作に関する放流情報は、極めて重要な情報です。異常洪水時防災操作については、1 時間前の通知をすべきなのに、これをしていません。検証の報告書では、ホットラインという事務連絡が多く出てきます。しかし、電話連絡では、あとからどういう内容で電

話がされたのか検証ができません。どうして後から検証できないものを使っているのかと、極めて疑問が残ります。

以上です。